

高田高等学校校友会関西支部会則

平成25年5月31日

第1条 本会は高田高等学校校友会関西支部と称する。

第2条 本会の事務所を本会の支部長の自宅に置く。

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り母校の発展を期することを目的とする。

第4条 本会の会員を下記の通りとする。

1. 普通会員 高田高等学校、旧制高田中学校卒業者および及び在学した者
2. 学生会員 普通会員の内、在学中の者
3. 賛助会員 会の趣旨に賛同する者

第5条 本会に下記の役員をおく。

支部長1名、副支部長若干名、幹事10名以内(うち幹事長1名)、監事2名以内

第6条 役員は総会にて、会員より選出する。

第7条 役員任期は2ヵ年とする。但し、任期中欠員を生じた場合は、支部長が後任者を委嘱し、その任期は前任者の残存期間とする。

第8条 支部長は会務を統括し、副支部長は支部長を補佐し支部長事故あるときは之にかわる。

第9条 幹事は支部長および副支部長を補佐して会務の処理にあたる。

第10条 監事はこの会の会計を監査する。

第11条 本会の会計年度は、4月1日より3月31日までとする。

第12条 本会の運営に必要な経費に充当するため、普通会員は年会費を納入するものとする。

第13条 懇親会の経費は、その都度、必要に応じて参加会員が負担するものとする。

第14条 本会は総会を年1回開催し下記の事項をおこなう。但し、必要に応じ臨時総会を支部長が招集する。1. 役員を選任 2. 議事の審議 3. 報告その他

第15条 役員会は必要に応じて支部長が招集する。

第16条 本会の会則変更は総会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。